

法律相談料 30分2000円の衝撃?

法律相談センター運営委員会 副委員長 鶴田 信一郎 (47期) ●Shinichiro Tsuruta

I はじめに

皆さん、東京でも弁護士会で法律相談30分2000円（以下、30分2000円と言います。）がスタートするのをご存じですか。実は30分2000円が東弁運営の錦糸町法律相談センターでスタートするのです。錦糸町法律相談センターは東京三会の共同運営だったのですが、一弁、二弁が離脱し、東弁が単独で従前のビルとは別のビルで錦糸町法律相談センター（以下、新錦糸町法律相談センターと言います。）を開設するのです。そして、東弁はその新錦糸町法律相談センターでは法律相談料を30分2000円にすると言っているのです。皆さん、この30分2000円をどう思われますか。反対、賛成、その他の意見があるかと思いますが、以下、その流れを踏まえ私の個人的な意見を述べてみたいと思います。

II 東弁運営の新錦糸町法律相談センター開設の経緯

錦糸町法律相談センターは東京三会が共同で運営していたのですが、相談件数が伸び悩み（相談件数の推移は下記数字のとおりです）、かなりの赤字が続き今後も改善の見通しが立たないことから、東京三会は共同運営を解消し（平成27年9月末解消）、錦糸町法律相談センターを廃止することになりました。しかし、錦糸町は東京城東地区の拠点であり、その地域の法律相談に対するアクセス維持の観点から、東弁は単独で新「錦糸町法律相談センター」を開設することにしたのです。そして、経費削減の観点から、東弁は従前のビルから賃料の安いビルに移り、平成28年1月6日から営業を始めました（なお、平成27年10月1日から12月5日までは従前のビルで東弁が

図表1 錦糸町法律相談センター相談件数推移表

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
22	325	339	368	327	329	314	400	284	298	322	324	294	3,924
23	278	257	306	246	280	258	238	229	211	217	241	238	2,999
24	220	246	235	221	247	242	255	249	165	188	222	258	2,748
25	196	224	240	240	221	244	230	201	231	182	183	232	2,624
26	201	236	240	257	223	241	239	212	184	214	208	263	2,718
27	221	227	247	215	210	204	238 ^{※1}						1,562 ^{※2}

※1 2015年現在の数字となります。 ※2 2015年4月から10月までの合計となります。

単独で暫定的に錦糸町法律相談センターを運営しております。)

東弁が単独で新錦糸町法律相談センターを開設するというにはある意味では勇氣ある選択なのですが、さらに新錦糸町法律相談センターでは試行ではありますが相談料を30分2000円にするという決断をしたのです。これまでの30分5000円から比べると大幅なプライスダウンという戦略を採ったのです。では何故、東弁は30分2000円の決断をしたのでしょうか。

Ⅲ 東弁の30分2000円の決断の理由

皆さんご存じのように、巷では多額の広告宣伝費用をかけた弁護士法人や司法書士法人の法律相談無料が溢れています。また、法律相談が基本的に無料の法テラスの存在も無視できません。このような状況下、東弁の新錦糸町法律相談センターで従来どおりの30分5000円を採用すれば、法律相談件数はじり貧状態になることは目に見えており、赤字の累積により新錦糸町法律相談センターが近い将来立ちゆかなくなる可能性があります。そうしますと、地域の法律相談に対するアクセスの改善という大義名分も維持できなくなってしまえばかりか、法律相談件数の増加により担当弁護士の相談機会を増やすという目的も達成できず、東弁単独で新錦糸町法律相談センターの開設に打って出たことの意味がなくなってしまいます。それを防ぐために東弁は30分5000円の枠組みを変える必要があったのです。

また、錦糸町を中心とする東京城東地区は千葉県と隣接しているのですが、千葉県弁護士会は法律相談を30分2000円にプライスダウンしているのです。千葉県弁護士会も長年法律相談料30分5000円を維持してきたのですが、法律相談件数の減少に対処するため、法律相談無料を実施した札幌弁護士会に刺激されたこともあり、相談者の相談料意識調査等も踏まえて相談料の減額に踏み切ったのです。その千葉県は東京城東地区と隣接していること

から、新錦糸町法律相談センターでは30分2000円の千葉県弁護士会との競争も意識する必要があったのです。

そして、30分2000円を実施しても法律相談件数が大幅に増加すれば相談料の減収はカバーでき、また相談担当弁護士の受任率は下がるものの受任事件数の増加による弁護士会納付金の増収もそれなりに期待できるという試算がなされたのです。また、東弁は担当弁護士の日当をゼロにするという裏技で収支の改善を図り新錦糸町法律相談センターの継続的運営を図ろうとしているのです。

Ⅳ 一弁の強い危惧

東弁は新錦糸町法律相談センターで試行とはいえ30分2000円を実施しようとしています。これについて一弁が強い危惧を表明し反対を唱えています。

一弁の反対の趣旨は、単位会で最大規模の東弁が試行とはいえ30分2000円を実施することは他の地方単位会への影響が大きく、また東京三会で運営している法律相談センターは現状30分5000円で法律相談を行っていることから、それに対する影響を考える必要があります。そのため30分2000円を実施するには東京三会でもっと議論すべきだと言うのです。一弁の主張はそれなりに筋は通っているのですが、逆に議論して結論が出るのか、30分5000円では新錦糸町法律相談センターは維持できないという切羽詰まった事情がある点をどうするのかという問題点があります。このあたり東弁と一弁のカラーの違いが出ているような気がします。

二弁はというと、意見を集約したわけではありませんが、雰囲気としては30分2000円に積極的に反対ではなく様子見状態という感じではないでしょうか。30分2000円の東弁の試行を見て30分2000円に踏み切るか考えたいというところだと思われます。

V 30分2000円の拡大は?

以下は二弁の意見ではなく私個人としての意見ですのでそれをご承知置きください。私個人としましては、東弁が堰を切って30分2000円に踏み出した結果を見たいというのが本音です。いつかどこかが30分2000円に踏み切るとは思っていました、それが東京三会錦糸町法律相談センターの廃止および東弁単独の新錦糸町法律相談センターの開設というきっかけで現れたのではないのでしょうか。

では、単に新錦糸町法律相談センターの試行だけではなく、弁護士会の法律相談全般に30分2000円を広げていくべきでしょうか。私は、30分2000円を実施した以上30分5000円に戻りすることは不可能だと思っていますので、弁護士会の法律相談全般に30分2000円を実施することを漸次考えるべきだと思います。弁護士会の法律相談の中で30分2000円と5000円が併存することは相談者に対する説明がつかないと思うからです。そして、30分2000円の実施による法律相談件数の増加の魅力は捨て難いものがあると思うのです。

ただ、東京では30分2000円どころか無料法律相談が広がっており、ネットでは法律相談は無料というのが当たり前で、本当に30分2000円で競争に打ち勝てるのかという不安があります。しかし、弁護士会としては、現時点で法律相談料を無料にするまでの決断は難しいと思います。そもそも弁護士会内部には法律相談は有料という根強い考え方があり、また東京が法律相談を無料にすれば多くの地方会への影響は計り知れないからです。そうすると、穏当なところはその中間値である30分2000円というレベルなのではないでしょうか。そして、相談者の方も5000円は高いが、2000円程度ならという意識があるように聞いております。その意味で30分2000円はそれなりにリーズナブルな数字だと思うのです。

VI 二弁の方向性は

先ほど述べましたように、東弁の新錦糸町

法律相談センターの30分2000円の状況を見て、二弁も30分2000円に踏み切るか考えるということになると思われれます。ある意味、東弁の勇氣ある決断を観察させていただくということになります。

ここからも私見ですが、30分2000円の採用により東弁の新錦糸町法律相談センターの法律相談件数が伸びるようであれば二弁の四谷法律相談センターでも30分2000円を採用すべきではないでしょうか。少なくとも、30分2000円を採用すれば、現状よりは相談件数は増えると思われれます。ただ、30分2000円にしてもその広報をきちんと考えないとその効果は限定的になりますし、また相談件数が増えても受任率は低下するものと思われれますので、常にバラ色の状況が待っているわけではないことには注意する必要があります。道険しいというのが率直な実感です。

なお、二弁が単独で相談担当員を派遣している西武デパート（池袋）と東武デパート（池袋）は、デパート側の意向を無視することはできず、現状法律相談料を下げるという雰囲気にはありませんので、現状どおり45分7500円を維持することになろうかと思われれます。

VII 最後に

東弁、一弁、二弁は法律相談事業について共同し手を携えて行ってきましたが、法律相談件数の長期低落傾向を踏まえ、錦糸町法律相談センターの共同運営廃止と東弁の30分2000円をきっかけに各会独自の道を歩み始めたというのが偽らざる心境です。走り始めた車は止められず。その意味で各会はこれまでの協調から競争の時代に入ったのではないのでしょうか。ただ、競争と言いましても対立あるいは敵対するという意味ではなく、切磋琢磨して弁護士会の法律相談を盛り上げるという競争を実現する必要があります。

142